

胆振東部地震に被災した住宅の応急修理について（町民手引）

1 制度の趣旨

災害救助法による、今回の災害により被害を受けた住宅に対し、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に補修し、再びその住宅で生活を送ることを目的とするものです。

2 応急修理の条件

以下の全ての要件を満たす必要があります。

①災害により半壊または大規模半壊の被害を受けたこと。

※全壊の住宅であっても、応急修理を行うことにより居住が可能である場合は申請可能。

②応急修理を行うことによって、被害を受けた住宅での生活が可能になると見込まれること。

③応急仮設住宅及びみなし応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上制度）を利用しないこと。

3 応急修理の範囲

屋根等の基本部分、外に面したドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要な最小限度の部分で、緊急に応急修理を行うことが必要な箇所。

※地震と直接関係ある修理のみが対象です。また、内装に関する工事や家電製品は対象外です。

※納屋・倉庫等の応急修理について、被災住宅の被害が大きすぎて応急修理しても居住できない場合に限り、住宅と同一敷地内にある一方的に使用されてきた納屋・倉庫等を住宅として改修する応急修理については対象。

4 応急修理の申請方法

①申請に必要な様式を準備します（担当窓口で取得）。

②申込者は、業者に対して見積書、施工業者願書及び添付書類の作成・準備を依頼します（見積書は申告者も1部控えをもらってください）。

③必要書類をそろえ、町に提出します。受付後、応急修理の要件を満たしているか、見積書に記載されている工事内容が制度の対象になるか審査します。

④審査後、町から業者に応急修理を依頼します。

5 応急修理の限度額

1戸あたり584,000円

※同一住家に2以上の世帯が移住している場合も1戸として扱います。

※対象費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含みます。

6 応急修理の期間

◎申込期限：現段階では事業終期未定

7 申請に必要な書類

- ①住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ②施工業者願書（様式第2号）、及び添付書類
（法人：建設業許可証等、個人：運転免許証などの身分証明書等）
- ③修理見積書（様式第3号）
- ④申出書（様式第6号）※半壊のみ
- ⑤り災証明書（写しで可）
- ⑥修理前の被災箇所の写真
※納屋・倉庫等の応急修理については、上記のほかに、下記の書類が必要です。
- ⑦被災住宅の写真（修理ができないことを確認するため）
- ⑧住宅の敷地内の状況がわかる写真（同一敷地内にあることを確認するため）

8 相談窓口

◇安平町役場総合庁舎 建設課施設グループ

TEL：0145-22-2516

【重要事項】

■**応急修理は、一つの住宅に対して1回（上限：584,000円）のみ申込手続きが可能となります。**

■**応急修理の代金は、工事完了後に町から業者に直接支払います。申込者が業者に代金を支払った場合は、資力があると判断され、応急修理の手続きができませんのでご注意ください。**

■**応急修理申込書受付後、不明な点等があった場合、施行業者に連絡確認をさせて頂く場合があります。**

■**応急修理は、施行前の写真を必ずとってください。施工前・中・後は、必ず同じ位置から撮影してください。写真がない場合は、応急修理制度の対象となりませんのでご注意ください。**

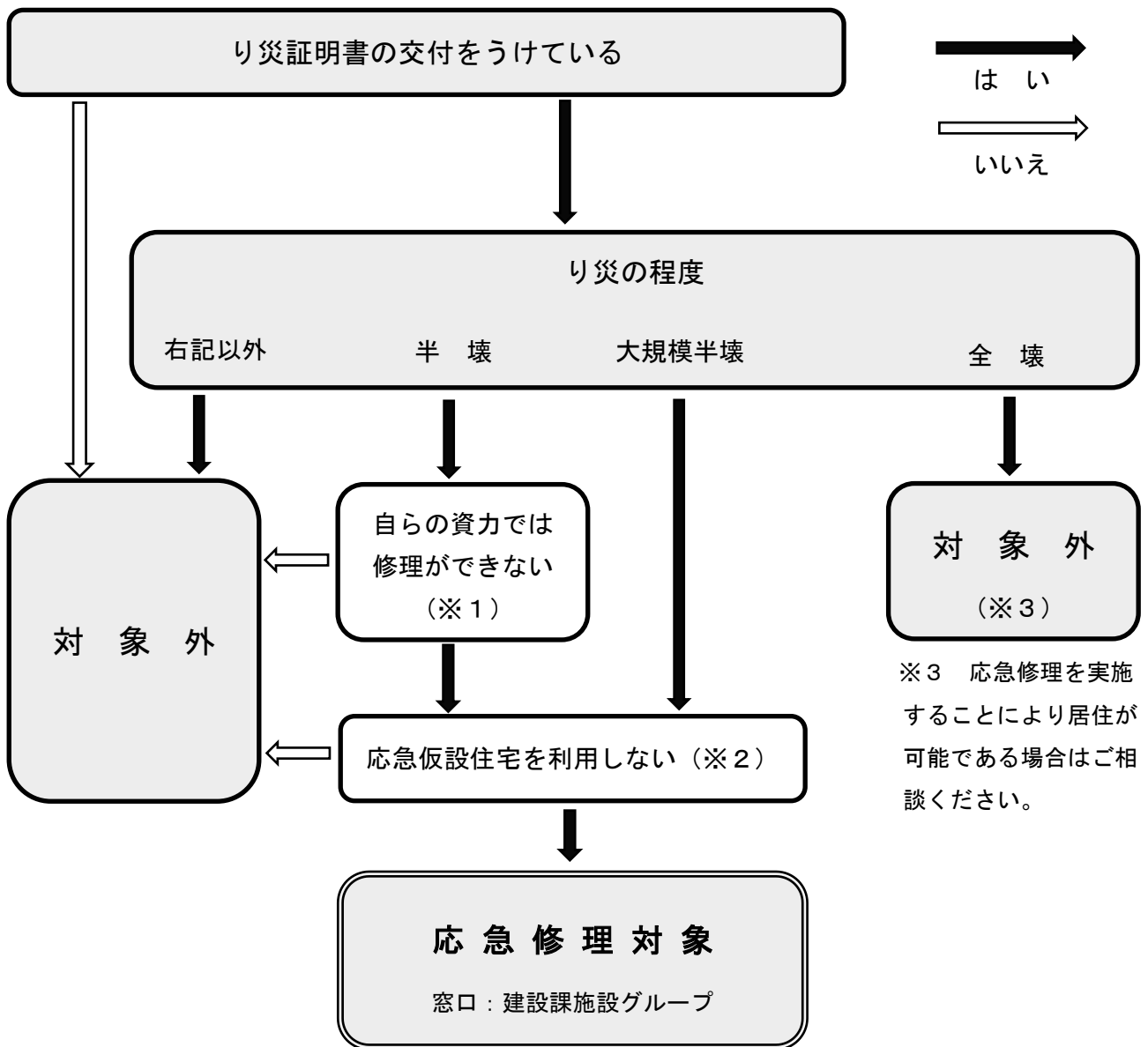
■**見積書は、応急修理の範囲を参考に作成をお願いします。**

■**見積書の数量は、一式の表記は受付できません。必ず内訳がわかるように記載してください。**

地震により被災した住宅の応急修理について

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度は、平成30年北海道胆振東部地震（以下「地震」という）により被害を受けた住宅に対して、下記「2. 応急修理の対処箇所」「3. 安平町から支払う工事費用の限度額」の範囲内で行う、日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理を安平町が依頼し、その費用を修理業者に支払う制度です。

1. 対象者の確認



※1 資力の有無は受付時に提出する申出書により客観的に判断します。

※2 応急仮設住宅と併用することはできません。

※3 応急修理を実施することにより居住が可能である場合はご相談ください。